

被災された事業主・船舶所有者の皆さまへ

厚生年金保険料等の納期限の延長についてのお知らせ

令和2年7月豪雨により被害を受けられた皆さまに心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧、復興をお祈りいたします。

**1 厚生年金保険料等の納期限が延長されます**

- 令和2年7月豪雨による災害に伴い、対象地域に所在地を有する事業所、船舶所有者については、令和2年7月31日付け厚生労働省告示により、令和2年7月4日以降に納期限の到来する厚生年金保険料等（※）の納期限が延長されます。

（※）厚生年金保険料（特例納付保険料、高齢任意被保険者及び第四種被保険者の保険料を含む）、船員保険料、全国健康保険協会の管掌する健康保険料、日雇保険料、子ども・子育て拠出金、厚生年金基金の特例解散に係る責任準備金相当額における徴収金、1号加算金及び2号加算金

**2 延長後の厚生年金保険料等の納期限は、後日お知らせします**

- 延長後の厚生年金保険料等の納期限は、今後、被災者の状況に十分配慮して検討し、別途厚生労働省告示で定めることとなり、決定後に別途、お知らせいたします。

**3 口座振替で納付されている事業主・船舶所有者の皆さま**

- 令和2年7月分厚生年金保険料等については、令和2年8月31日の口座振替は行われないため、令和2年8月20日頃に送付される納入告知書にて納付してください。
- 令和2年8月分以降の厚生年金保険料等についても、延長後の納期限が決定するまでの間は、毎月20日頃に送付される納入告知書にて納付してください。
- なお、口座振替の再開については、延長後の納期限が決定した際に、改めてお知らせいたします。

**4 納入告知書にて金融機関等の窓口で納付されている事業主・船舶所有者の皆さま**

- これまでと同様に「納入告知書」を送付いたします。

## 5 延長後の納期限が決定するまでの間の厚生年金保険料等の納付方法について

- 納付書又は納入告知書を用いて金融機関の窓口等で納付することが可能ですが、改めてお知らせする延長後の納期限が決定するまでの間は、納付していただくかなくともかまいません。別途お知らせする納期限までに金融機関の窓口等で納付していただきますようお願いいたします。

※ 送付される納入告知書は、第3片目の「納入告知書 納付書 領収証書」のみ納期限を抹消していますが、金融機関等の窓口では使用できません。

※ 令和2年6月分厚生年金保険料等の納入告知書については、納期限を抹消しておりませんが、納期限の延長の対象となります。

## 6 延長後の納期限が決定するまでの間の督促状と延滞金について

- 令和2年6月分以降の厚生年金保険料等は、納期限の延長となっている期間、督促状の送付はされず、延滞金はかかりません。

## 7 「納付の猶予（特例）」の申請をされている事業主・船舶所有者の皆さま

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、「納付の猶予（特例）」の申請をしており、申請書の「2 令和3年2月1日までに納期限が到来する保険料等について申請等を希望する場合は、チェックしてください。」の欄にチェックをしている場合、令和2年6月分以降の厚生年金保険料等については、納期限が延長されている間は「納付の猶予（特例）許可通知書」は送付しません。
- 納期限の延長がされた厚生年金保険料等の「納付の猶予（特例）」の申請に係る取扱いについては、延長後の納期限が決定した際に、改めてお知らせします。


## 8 納期限の延長の終了後も厚生年金保険料等の納付が困難な場合は「納付の猶予」の制度があります

- 納期限の延長の終了後も厚生年金保険料等の納付が困難な場合は、申請をいただくことにより、「納付の猶予」が適用される場合があります。延長期限確定後に管轄の年金事務所へご相談ください。
- 「納付の猶予」の申請には「り災証明書」等が必要になります。

## 〔対象地域一覧〕

都道府県名	指定地域
熊本県	人吉市、球磨郡球磨村、球磨郡山江村、球磨郡相良村、球磨郡錦町、球磨郡あさぎり町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡五木村、八代市坂本町、葦北郡芦北町

お問い合わせは「被災者専用フリーダイヤル」へ！

 0120-808-678

（ガイダンスに従い【2】をダイヤルしてください。）

（受付時間）

月曜日：午前8：30～午後7：00

火～金曜日：午前8：30～午後5：15

第2土曜日：午前9：30～午後4：00

※お問い合わせは、最寄りの年金事務所でもお受けしております。